

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 14 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
総務省自治税務局市町村税課

避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び  
旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者の  
一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等（※2）の上位所得層（※3）の被保険者の令和元年度における一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する財政支援については、「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成31年2月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、令和2年4月1日以降の取扱いについては、下記のとおり予定していますので、貴管内保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和2年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

## 記

- 1 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について  
(1) 避難指示区域等以外の被災地域の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）及び旧避難指示区域等の上位所得層

の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）に対して、令和2年4月1日から同年12月31日までの間の一部負担金の免除及び令和2年4月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「国保調整交付金算定省令」という。）第6条第1号イ及びニ並びに後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「後期高齢者医療調整交付金算定省令」という。）第6条第1号及び第3号の規定による令和2年度の特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、令和2年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(2) 旧居住制限区域等（※4）の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）に対して、令和2年10月1日から同年12月31日までの間の一部負担金の免除及び令和2年10月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、令和2年度の国保調整交付金算定省令第6条第1号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定による特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、令和2年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(3) (1) 及び (2) による財政支援の対象となる保険者等が、引き続き、令和3年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除及び令和3年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8を、国保調整交付金算定省令第6条第1号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による令和3年度の調整交付金の交付対象とする予定であること。

(4) (1) による財政支援の対象とならない場合であっても、避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者に対して、令和元年12月31日以前から引き続き、一部負担金の免除及び保険料（税）の減免を行った場合であって、国保調整交付金算定省令第6条第1号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定に基づき、令和元年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として交付対象を判断した結果、令和元年度についてはこれら各号に該当することとなる

保険者等が、引き続き、令和2年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除及び令和2年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8が国保調整交付金算定省令第6条第1号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による令和2年度の調整交付金の交付対象となること。

(5) (1) から (4) までの保険料（税）の減免措置に対する財政支援は、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが交付要件となること。

## 2 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免の基準について

(1) 1の財政支援の対象となる一部負担金の免除措置の免除基準については、以下のとおりとすること。

<i>1 (1) の財政支援、1 (3) の財政支援のうち1 (1) に係るもの及び1 (4) の財政支援

「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成29年9月29日付け保国発0929第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保一部負担金免除基準通知」という。）及び「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払の免除の要件に関する取扱いについて」（平成29年9月29日付け保高発0929第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療一部負担金免除基準通知」という。）において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。）とする予定であること。

<ii>1 (2) の財政支援

令和2年9月30日までの間の一部負担金の免除については、国保一部負担金免除基準通知の1⑥並びに後期高齢者医療一部負担金免除基準通知の⑥とし、同年10月1日以降の一部負担金の免除については、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。）とする予定であること。

<iii>1 (3) の財政支援のうち1 (2) に係るもの

国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。）と

する予定であること。

なお、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知の内容については、旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者を対象外とする旨の改正を行う予定であり、関係通知については、追って通知する予定であること。

(2) 1の財政支援の対象となる保険料(税)の減免措置の減免基準については、以下のとおりとすることとしており、関係通知については、追って通知する予定であること。

<i>1(1)の財政支援、1(3)の財政支援のうち1(1)に係るもの及び1(4)の財政支援

「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(令和元年7月1日付け保国発0701第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保保険料(税)減免基準通知」という。)の2(1)①から⑤並びに「令和元年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」(令和元年6月24日付け保高発0624第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療保険料減免基準通知」という。)の2(2)①から⑤及び⑧と同様の減免基準とする予定であること。

<ii>1(2)の財政支援

令和2年度相当分の保険料(税)額であって、令和3年3月31日までに普通徴収の納期が到来するもの(以下「令和2年度相当分保険料(税)」という。)のうち、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額については、国保保険料(税)減免基準通知の2(1)⑥又は後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)⑥と同様の減免基準とし、令和2年度相当分保険料(税)のうち、令和2年10月分から12月分までに相当する月割算定額については、国保保険料(税)減免基準通知の2(1)①から⑤並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)①から⑤及び⑧と同様の基準とする予定であること。

<iii>1(3)の財政支援のうち(2)に係るもの

国保保険料(税)減免基準通知の2(1)①から⑤並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)①から⑤及び⑧と同様の基準とする予定であること。

3 避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の令和2年4月1日以降の取扱いについては、あらかじめ、市町村と後期高齢者医療広域連合との間で連携し、その対象者や要件について、十分に調整を行うこと。

(※1)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

(※2)「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等をいう。

(※3)「上位所得層」とは、

①国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和元年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和2年7月までの間において、平成30年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯

②後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和元年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和2年7月までの間において、平成30年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

(※4)「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、①平成31年4月10日に指定が解除された大熊町の一部、②令和2年3月に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部をいう（帰還困難区域の一部は別紙参照）。ただし、この取扱いは双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部については、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。

令和2年3月に指定の解除が決定されている双葉町の帰還困難区域の一部、  
大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部

(1) 令和2年3月4日に帰還困難区域の解除が指示されている双葉町の一部

町道長塚・新山線

(大字長塚字町東154番地先から大字長塚字町西39番29地先まで)

町道久保前・中浜線

(大字新山字久保前33番1地先から大字長塚字谷沢町217番7地先まで)

町道鬼木・広町線

(大字長塚字鬼木37番地先から大字長塚字鬼木44番地先まで)

町道久保前・下条線

(大字長塚字鬼木37番地先から大字新山字久保前28番1地先まで)

町道町西3号線

(大字長塚字町西72番地先から大字長塚字町西73番1地先まで)

町道町西1号線

(大字長塚字町西73番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)

町道町西2号線

(大字長塚字町西39番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)

国道6号

(大字新山字久保前33番1地先から大字新山字久保前19番1地先まで(久保前地下道含む))

双葉町大字長塚字町西

36番地1、36番地2、37番地1、37番地2、38番地1、38番地3、38番地7、  
38番地8、39番地1、39番地4、39番地22、39番地25、39番地26、  
39番地27、39番地28、39番地29、39番地30、44番地8、72番地、  
73番地1、73番地4、73番地5、249番地1、249番地3

東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

(2) 令和2年3月5日に帰還困難区域の解除が指示されている大熊町の一部

県道大野停車場大川原線

(大字下野上字大野414番地先から大字下野上字大野416番地先まで、大字下野上字原327番1地先  
から大字下野上字清水624番2地先まで)

町道西20号線

(大字下野上字大野413番地先から大字下野上字大野98番4地先まで)

町道西49号線

(大字下野上字原4番1地先から大字下野上字大野98番4地先まで)

大熊町大字下野上字大野

98番地1、98番地5、98番地6、98番地7、115番地3、284番地3、285番地、  
791番地1、797番地1、811番地

大字下野上字鮎沢 120番地10、120番地11、  
120番地12、247番地30  
東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

(3) 令和2年3月10日に帰還困難区域の解除が指示されている富岡町の一部

県道夜ノ森停車場線

(字夜の森南一丁目1番2地先から字夜の森北二丁目8番2地先まで)

町道夜の森桜通り線

(字夜の森北一丁目34番1地先から字夜の森北二丁目23番19地先まで)

町道都市計画4号線

(字夜の森北一丁目41番1地先から大字本岡字清水前10番11地先まで)

町道坊小屋桜通り線

(字夜の森南二丁目11番2地先から字夜の森北二丁目23番18地先まで)

町道夜の森区画街路2号線

(字夜の森北一丁目67番地先から同地先まで)

町道夜の森区画街路13号線

(字夜の森北一丁目98番4地先から字夜の森北一丁目98番1地先まで)

町道夜の森区画街路17号線

(字夜の森北二丁目8番2地先から同地先まで)

町道夜の森区画街路34号線

(大字本岡字新夜ノ森13番5地先から大字本岡字新夜ノ森12番4地先まで)

第三大管こ線道水路橋

富岡町大字本岡字新夜ノ森

12番地5、12番地6(13番地5、13番地7、13番地8に隣接する区域に限る)、

13番地5、13番地7、13番地8

東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

※参照

「双葉町・大熊町・富岡町における避難指示の解除について」(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshi/ji/2020/20200310.html>